

[事案 2024-115] 契約解除取消等請求

・令和 7 年 4 月 23 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の子が子宮内膜ポリープ疑いにより、令和 5 年 2 月に A 病院に入院し TCR（子宮鏡下手術）を受け、同年 3 月に通院したため、令和 4 年 11 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して契約を継続し、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 契約前と契約時に過去に 2 回の手術を受けたこと、病院に通いつけていること、ピルを服用していることを募集人に伝えたが、「がんではなかったんだよね？抗がん剤を使用していないのなら大丈夫」と言われた。
- (2) 平成 31 年に B 病院で受けた手術（子宮内膜全面搔爬術、TCR）を告知しなかったとされているが、募集人に、がんではなく手術結果も異常ではないと話したら「それであれば関係ない」と言われた。
- (3) 給付金請求の際、募集人は、調査会社から電話が来ることと、「ピルを服用していること、B 病院の話はダメ」と回答の指示をした。「診断書も先生に言えば上手く書いてもらえる」との発言があった。
- (4) 調査の同意書が届いた際、募集人に「主治医に迷惑かけるくらいなら請求を取り下げる」と伝えると「ブラックリストに載り、一生保険に入れない」と脅迫された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者である申立人の子は、平成 31 年 2 月の手術を告知していない。募集人は当該手術について明確には聞いていないと述べており、仮に話していたとしても、募集人に告知受領権はなく、告知義務違反解除は有効である。
- (2) 申立人から提出された募集人との SNS 上のやり取りには、当該手術に関する記載はなく、告知妨害・不告知教唆の客観的証拠が確認できない。
- (3) 募集人は、申立人らの話はすべて令和 4 年 8 月のポリープ手術の話だと認識しており、これについては告知を促していることから、告知妨害・不告知教唆の意図はなかったと考えられる。
- (4) 以上により、契約解除は有効であり、平成 31 年 2 月の手術と令和 5 年 2 月の手術には因果関係があるため、給付金の支払義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を確認するため、申立人および申立人子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。